解 体 工 事 特 記 仕 様 書

1.　工事仕様書
本工事は、「建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）」（以下，「解体共通仕様書」という。）による。ただし，解体共通仕様書に記載されていない事項は，「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版」によるほか，本特記仕様に基づき施工するものとする。

2.　工事仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。

3.　特記事項の適用は次の通りとする。
　1）項目は番号に〇印のついたものを適用する。
　2）特記事項は⊙印のついたものを適用する。
　　⊙印のつかない場合は⊗印のついたものを適用する。
　　⊙印と※印のついた場合は共に適用する。
　3）形状寸法の単位は特記なきかぎりミリメートルとする。
　4）特記事項に記載の（　）内の表示番号は，「解体共通仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。

4.　火災保険
契約締結後速やかに火災保険に加入し，保険期間は工期後２１日とする。

5.　配置技術者等の途中交代
1　技術者等の途中交代が認められる場合としては，主任技術者又は監理技術者の死亡，傷病，または退職者等，真にやむを得ない場合のほか，下記に該当する場合である。
　1　受注者の責によらない理由により工事中止，または工事内容の大幅な変更が発生し，工期が延長された場合。
　2　工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
　3　大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
2　上記１のいずれかの場合であっても，請負者と発注者が協議し，工事の継続性，品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

~~6.　電子納品~~
~~(1)本工事は，電子納品対象工事であり，電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは，「鹿児島県電子納品ガイドライン（平成25年3月）」（以下，「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。~~
~~(2)ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部，副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については，事前協議を行い決定するものとする。~~
~~(3)電子成果品を提出する際は，鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い，エラーがが無いことを確認した後，ウィルス対策を実施した上で提出すること。~~

7.　暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
当工事において，暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は，断固としてこれを拒否するとともに，その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。

当事等において，暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は，発注者と協議を行うこと。

8.　ダンプトラック等による過積載等の防止について
(1)工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
(2)過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。
(3)資材等の過積載を防止するため，資材の購入等に当たっては，資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
(4)さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが，工事現場に出入りすることがないようにすること。
(5)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み，法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。
(6)下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
(7)(1)から(6)のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。

9.　石綿含有建材の調査
(1)あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。
(2)調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。
また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。

章	項　目	特　記　事　項
① 一般事項	① 適用基準等	⊙建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）⊙土木工事安全施工技術指針 ⊙建設副産物適正処理推進要綱 ⊙廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ⊙資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ⊙建設工事に係る資材の再資源化等に関る法律（建設リサイクル法） ⊙石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号） 注）解体工事を行うに当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。
	② 工事実績情報の登録	※　適用する（工事請負金額が500万円以上）　⊙適用しない　(1.1.4)
	③ 電気保安技術者	・　適用する　⊗ 適用しない　(1.3.3)
	④ 粉塵飛散防止	⊙解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。
	⑤ 騒音振動対策	⊙解体工事に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い定められた基準及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。 注）低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。
	⑥ 危険物の解体	⊙解体工事時にガスバーナー等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し適切な措置を講じなければならない。 ・火薬類を使用して解体する場合には、火薬類取締法等に従い、県の担当部署と打ち合わせを行いあらかじめ近隣住民に連絡すると共に、コンクリート片等の飛散防止のため、適切な養生を施さなければならない。

⑦ 発生材の処理
⊙引き渡しを要するもの　（ 監督員との協議に依る。　）
・引き渡し場所　　※構内（　　　　）

⑧ 工事写真等

区　分	分　類	規　格	撮影枚数	部　数	原版サイズ	備　考
着 工 前	・カメラ			※１部 ・	２４×３６以上	
	※デジタルカメラ	・カラーサービス版		※１部 ・		
工 事 中	・カメラ			※１部 ・	２４×３６以上	
	※デジタルカメラ	・カラーサービス版		※１部 ・		
完 成 時	・カメラ	・カラーキャビネ版	枚	※３部 ・	・２４×３６以上 ※１００×１２５以上	
	※デジタルカメラ		枚	１部		
・実態調査用	※デジタルカメラ	・カラーサービス版	枚	２部	２４×３６以上	

※撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方建築編（改訂２版）」による。
完成写真の撮影業者
・監督職員の承諾する建築写真専門業者　※監督職員の承諾する撮影者

⑨ 既存建物との取合い
⊙工事中，取合い部その他工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復旧する。

⑩ 設備との取合い

工 事 箇 所	職 種 資 格
⊙電気引込み線の切断	・電気工事士（第２種以上）による
⊙給水引込み管のプラグ止め	・配管技能士による
⊙汚水管のプラグ止め	・配管技能士による
⊙浄化槽の撤去	・浄化槽設備士による
・都市ガス引込み管のプラグ止め	・ガス設備士による

注）電気・水道・浄化槽・ガス等の休止、廃止届等の手続きは請負業者が行いそれにかかる費用はすべて請負業者の負担とする。

11　部分使用
このエ事について，既存建物の部分使用は　・有　⊙無

⑫ 実施工程　施工計画書等
着工に先立ち、実施工程表、仮設計画書、施工計画書、建設廃棄物処理計画書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。　(1.2.1,2)

13　中間検査
このエ事については，中間検査を　・行う　・行わない
行う場合は，出来高が５０％を超えた時点を検査の目安とし，工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上，発注者に申し出ること。

② 仮設工事

① 監督員事務所
・既存建物内の一部を使用する　・構内に設置する　⊙設けない　(2.3.1)
規模　・１０㎡　・２０㎡　・３５㎡　・６５㎡　・１００㎡
備品については監督職員の指示による。

② 工事用水
構内既存施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

③ 工事用電力
構内既存施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

④ 仮囲い等
⊙ 設ける（位置，延長等は図示）　・　設けない　(2.2.1)
・　万能鋼板（H=　　）　・　波形鉄板（H=　　）
・　単管シート（H=　　）　・　防音パネル（H=　　）　・　防音シート（H=　　）
・　パネルゲート（W=　　H=　　）×　箇所
・　シートゲート（W=　　H=　　）×　箇所
・　その他（　　　　）

⑤ 工事用通路
※　指定しない　⊙ 指定する（ 監督員との協議に依る。）

⑥ 足場
※　手すり先行足場　⊙ その他（ 単管一本足場　）

⑦ 現場表示板
⊙ 900×1800のサイズとし，上部中央には市シンボルマーク（150*150程度）を表示の上，工事名，発注者，設計者，監理者，施工者，工期を明記する。　(2.3.1)
※設置位置は，監督員との協議による。また，取付けは，強風に対し安全な工法とする。

③ 土工事

① 埋戻し及び整地
種別　⊙A種　⊗B種　・C種　・D種
根切り土の中の良質土及び購入土により指定する高さで整地を行う。

② 建設発生土の処分
※構外指示の場所
・受け入れ場所　（　　　　）
・搬出距離　（　　　　）km
※搬出調書等を提出する
・構内指示の場所　（・敷きならし　・たい積）

3　山留め
・工法等　（　　　　）

④ 解体工事

① 解体の方法
・ＲＣ造　階数：　面積：
・ＣＢ造　階数：　面積：
内部造作　・金物（鋼製建具）　・ガラス等を分別撤去後コンクリート躯体又はコンクリートブロック躯体を解体し最後に基礎コンクリートの解体を行う。
・S造　階数：　面積：
内部造作　・金物（鋼製建具）　・ガラス等及び外装材の分別撤去後鉄骨躯体を解体し最後に基礎コンクリートの解体を行う。
⊙W造　階数：　平屋　面積：　図示

② 耐震改修，設備工事に係る成形板の除去
⊙耐震補強工事や設備工事等に伴う床，壁，天井の取り合い部分の撤去（施工面積が小規模なものに限る）に係るアスベスト含有成形板（アスベスト含有とみなすものを含む。）は，「小規模な作業（平成17年3月18日 厚生労働省労働基準局長通知）」として取り扱うこととし，石綿予防規則を適用しない。
ただし，保護メガネの着用，成形板の湿潤化，手ばらしなどの安全衛生管理，飛散防止対策等については，適用する。

③ 解体工法

工法＼機種・適用箇所	解体原理	機械の形式・駆動装置	適用箇所
・ハンドブレーカー工法	ノミの打撃	・空気圧式：コンプレレッサー ・油圧式：油圧ポンプ （　　）	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
⊙大型ブレーカー工法	ノミの打撃	・自走式：油圧式ベースマシーン ・空気圧式：コンプレ・ッサー （　　）	⊙梁 ⊙柱 ⊙壁 ⊙床 ⊙基礎
⊗圧砕工法	油圧による圧砕	・自走式：油圧式ベースマシーン ・懸垂式：クレーン （　　）	⊙梁 ⊙柱 ⊙壁 ⊙床 ⊙基礎
・カッター工法	ダイヤモンド円板ソーによる研削	・自走式：レール式：円板カッターの駆動装置	・梁 ・柱 ・壁 ・床
・ワイヤーソーイング工法	ワイヤーソーによる研削	・固定式：駆動装置	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
・火薬類発破工法	衝撃破壊	・ダイナマイト系 ・コンクリート破砕器	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
・スチールボール工法	スチールボールで打撃	・自走式：クレーン	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
・転倒工法	転倒及び衝撃による破壊　（	独立平面ラーメンとし、柱脚をVカットする　）	・梁 ・柱 ・壁
・その他			

4　既製杭の引き抜き

杭の種類	長さ（m）	断面寸法	継手	
・コンクリート杭			・有 ・無	
・外殻鋼管付きコンクリート杭			・有 ・無	
・その他			・有 ・無	

工法
・杭周辺掘削後ショベルカーまたはクレーンにてワイヤー掛けで引き抜く。
・杭周辺へパイブ・ジェット併用鋼管圧入後クレーンにてワイヤー掛けで引き抜く。

⑤ 建設廃棄物

① 解体材の活用等

解 体 材	処 理 施 設
⊙コンクリート	再資源化施設（コンクリート破砕施設）
⊙コンクリート、及び鉄から成る建設資材	再資源化施設（コンクリート破砕施設）
⊙木材	・再資源化施設（チップ施設） ・産業廃棄物焼却施設
⊙コンクリート・アスファルト	再資源化施設（アスファルト破砕施設）
⊙金物（鋼製建具等）	リサイクル業者
⊙不燃材（CB、外装材等）	産業廃棄物埋設処理施設

注）解体材の処理に当たっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱（平成１４年）」を遵守して行わなければならない。

② 現場における保管
⊙建設廃棄物が工事現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ばさないよう、分別した種類ごとに適切に保管しなければならない。

③ 処理の委託
⊙建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については、産業廃棄物処分業者等に適正に委託しなければならない。

④ 運　搬
⊙建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用しなければならない。
運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打ち合わせを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに運搬時の道路交通状況を把握し、安全な運搬の措置を講じなければならない。
また、運搬途中において積み替えを行う場合は、関係者と打ち合わせを行い環境保全に留意しなければならない。

⑤ 処　分
⊙建設廃棄物のうち再資源化するもの以外のものについては、その種類に応じて、原則として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める安定型処分場、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場において埋設処分しなければならない。

6 吹付けアスベスト等除去

1　施工調査
・　行う　※工事前、外壁・内壁アスベスト調査済（検出なし）　(6.1.3)
調査事項
※　アスベスト使用部位　※　アスベスト層の厚さ　※　施工範囲・数量
※　更衣室等の仮設計画　※　処理物の搬出方法　・（　　）
・　行わない（サンプリング　定性試験済　アスベスト混入無し）

2　除去工事
適用箇所　※　図示　・（　　）

3　除去工法
解体共通仕様書及び関係法令等による　(6.3.2)
※　アスベスト含有吹付け材の除去にあたっては，(財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業（建築技術）」による「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の審査証明書を取得している工法とすること。　(6.4.2)
・　その他（　　）

4　粉じん濃度測定
※　行う　・　行わない　(6.1.4)

5　除去物の処理
※　密封処理（二重袋梱包）　・　セメント固化　(6.3.2)

6　専門工事業者
工事に着手する前に，工事に相応した技術を有することを証明する資料を，監督員に提出すること。　(6.2.1)

⑦ アスベスト含有成形板除去

① 施工調査
⊙ 行う　(6.1.3)
調査事項
※　アスベスト含有の有無及び使用部位　※　成形板の種類，層の厚さ
※　施工範囲・数量　※　処理物の搬出方法　・（　　）
・　行わない

② 除去工事
適用箇所　※　図面及び仕上表等による　・（　　）
⊗ 含有が疑わしいものについては，アスベスト含有材とみなす。

③ 除去工法
作業条件　(6.5.2)
※　散水等による湿潤化
※　手ばらし
※　保護具，保護衣

④ 専門工事業者
工事に着手する前に，工事に相応した技術を有することを証明する資料を，監督員に提出すること。　(6.2.1)

⑧ 建築物解体材処分のフロー

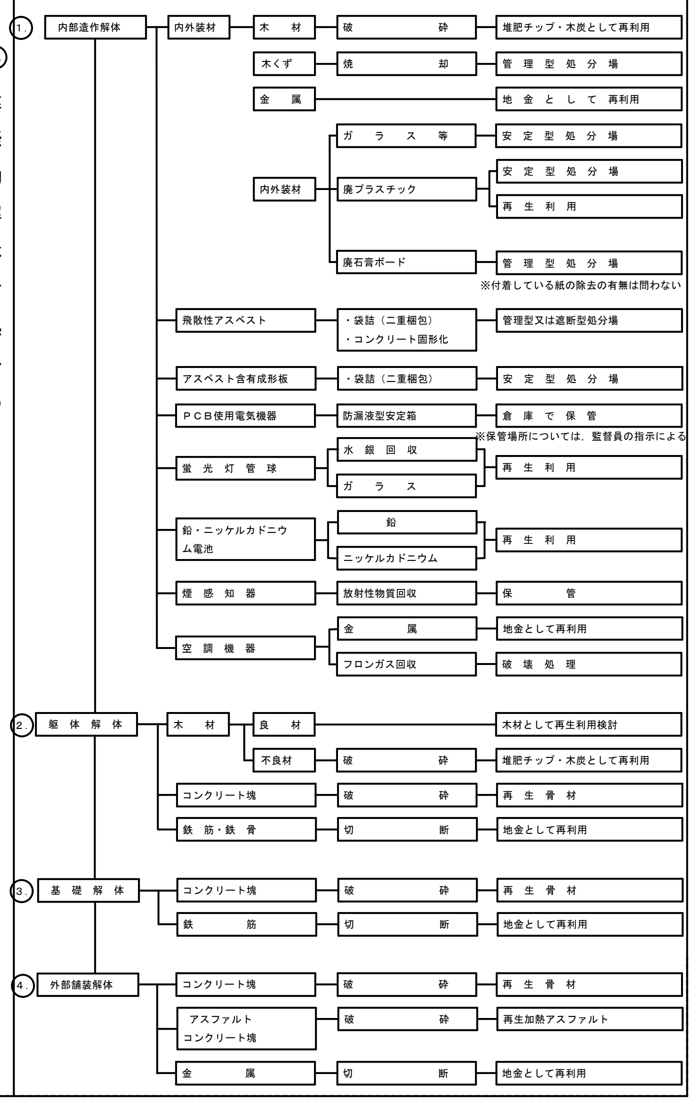

いちき串木野市		図面番号	
設計年月日	令和5年　9月　15日		
工事名称	市営住宅解体除去工事（袴田住宅4号）		
種別	特 記 仕 様 書		
検印	課長 吉見	技術補佐 田島	係長 松木薗	係 栫

■　備考

工事名	市営住宅解体除去工事（袴田住宅4号）
図面名	特記仕様書

いちき串木野市役所　都市建設課
鹿児島県　いちき串木野市湊町1丁目1番地
TEL　0996-21-5154 FAX　0996-21-5192